

## 東洋大学国際P P P研究所紀要投稿規程

東洋大学国際P P P研究所紀要運営委員会（以下「委員会」という）は、東洋大学国際P P P研究所紀要（以下「紀要」という）への投稿論文の取扱いについて、東洋大学国際P P P研究所紀要運営委員会規程に基づき下記のとおり定める。

### 記

第1条（投稿資格） 紀要への投稿論文の投稿は、以下のとおりとし、連名も可とする。

- ① 東洋大学国際P P P研究所（以下「研究所」という）の研究員、シニアリサーチパートナーまたはリサーチパートナー
- ② 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻の教員、在学生または修了生
- ③ このほか、委員会が投稿を認めた者

第2条（投稿内容） 紀要への投稿論文は、P P P（Public/Private Partnership）に関する未発表・未投稿の論文とする。

2 投稿者は、投稿論文が書面若しくはインターネット上の媒体で、紀要の一部として公表されること、この場合に何らの対価を請求できないことを承諾しなければならない。

第3条（論文の提出） 紀要に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、委員会事務局に対し、東洋大学国際P P P研究所紀要執筆要領（以下「執筆要領」という）が指定する内容に従って論文を提出しなければならない。但し、提出された論文（紙、磁気の媒体等を問わず、委員会事務局に提出された原稿・図表・資料等のすべてを含む）は、理由の如何を問わず、返却しない。

第4条（論文様式） 論文は、執筆要領の定める様式に基づいて執筆し、完成原稿にて提出するものとする。

第5条（審査） 投稿論文の審査は、次のように行う。

- ① 審査方式：投稿論文の審査は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式によって行う。
- ② 査読者の選定：委員会は、投稿論文の分野・性格等を考慮して、査読者を選定し、査読審査を委嘱する。
- ③ 査読者の倫理：査読審査を委嘱された者は、投稿者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなければならない。
- ④ 査読者の責務：査読者は、論文の査読で知り得た情報等に関する守秘義務を負うとともに、投稿者の論文が剽窃に該当すると思料される場合、第三者の著作権を侵害すると思料

される場合、または重複応募に該当すると思料される場合等、投稿者が研究者として果たすべき義務に違反していると判断する場合には、委員会にその旨を報告しなければならない。

- ⑤ 査読結果の通知：委員会は、査読者による査読結果を踏まえ、投稿者に論文の一部修正を求めることがある。
- ⑥ 掲載可否の判定：論文の掲載の可否は、査読者の審査結果を最大限尊重しつつ、委員会が決定する。
- ⑦ 異議申立て：審査の結果、掲載不可の判定を受けた論文の投稿者は、当該判定に対して、異議申立てを行うことができる。

第6条（著作権） 掲載される論文等の著作権については、研究所に帰属する。

2 研究所は、本規程に基づく範囲で掲載論文を使用する場合、掲載論文を掲載した著作物において原著者の氏名を表示するものとする。

3 原著者が掲載された文書を他の著作物に収録・転用する場合には、あらかじめ研究所の承諾を得るものとする。研究所は、原則として無償で許可するものとする。

4 研究所は、事前に原著者の書面による同意なくして、本著作権を第三者に譲渡し、又は質入その他担保の用に供してはならない。

第7条（準用） 本規程は、第5条を除き、紀要の特別論文、研究ノート及び調査報告に準用する。